

## 鞍手町インターネットショップ起業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町内の中小企業等がインターネットを活用して商品又はサービスの販路等の開拓又は拡大を目指す取組に対し、予算の範囲内において鞍手町インターネットショップ起業等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、鞍手町補助金等交付規則（平成19年4月2日鞍手町規則第12号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターネットショップ インターネット上において、販売窓口を開設して商品の販売又はサービスの提供を行う店舗及びその集合体をいう。
- (2) インターネットショップの起業等 次に掲げる事業をいう。
  - ア インターネットショップに新たに出店する事業
  - イ インターネットショップを新たに開設する事業
  - ウ インターネットショップを更新（既に開設しているインターネットショップを多機能携帯電話等に対応させることをいう。）する事業
  - エ 既にインターネットショップに出店し、又はインターネットショップを開設している場合において、これらとは別にア又はイの事業を実施する事業
- (3) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業者の連合体をいう。ただし、大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。）又はその役員から50パーセント以上の出資を受けている者を除く。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者は、インターネットショップの起業等を行う中小企業等で、第6条の規定による指定申請及び第10条の規定による交付申請の時点において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に本店を有する者
- (2) 実在する店舗における1年以上の営業実績を有する者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第2条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でない者、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過した

者。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、インターネットショップの起業等及び運営に要する経費で、別表にこれを定めるものとする。

2 補助対象経費は、第7条第1項の規定による指定通知の日から起算して1年以内に支出する費用に限るものとする。

(補助金の額及び回数)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、10万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一の中小企業等につき1回限りとする。

(補助対象事業の指定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業を開始する前に、鞍手町インターネットショップ起業等支援補助対象事業指定申請書(様式第1号)を次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 経費見積書

(3) 申請者の業務概要等を記した書類

(4) 個人情報の取扱いに関する同意書兼宣誓書

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助対象事業の指定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助対象事業としての適否を決定し、鞍手町インターネットショップ起業等支援補助対象事業指定通知書(様式第2号)又は鞍手町インターネットショップ起業等支援補助対象事業不指定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による指定をする場合には、必要な条件を付すことができる。

(変更指定申請等)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による指定を受けた事業の内容等を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、鞍手町インターネットショップ起業等支援補助対象事業変更等申請書(様式第4号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査の上、変更指定の適否を決定し、鞍手町インターネットショップ起業等支援補

助対象事業変更指定決定通知書（様式第5号）又は鞍手町インターネットショップ起業等支援補助対象事業変更不指定決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- 3 前条第2項の規定は、前項の規定による変更指定をする場合に準用する。  
（営業の開始等）

第9条 申請者は、第7条第1項の規定による指定を受けた日から6ヶ月以内にインターネットショップの営業（更新後の営業を含む。以下同じ。）を開始しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 申請者は、営業を開始したときは、当該営業開始日から15日以内にインターネットショップ営業開始届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第10条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに、鞍手町インターネットショップ起業等支援補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 経費報告書（経費の支払を証明できる書類を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、インターネットショップの営業を開始した日から起算して6ヶ月の営業期間を経過した日以後でなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、鞍手町インターネットショップ起業等支援補助金交付決定通知書（様式第9号）又は鞍手町インターネットショップ起業等支援補助金不交付決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに鞍手町インターネットショップ起業等支援補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の請求書の提出があった場合は、その日から起算して30日以内に、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（効果の報告）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後、町長が定める期間に、補助金の交付を受けた事業（以下「補助事業」という。）に係るインターネットショップの運営状況等について、町長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- （1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付に係るインターネットショップを当該補助金の交付の目的及び申請内容に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

（調査）

第16条 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者の申請内容等について調査を行うことができる。

（帳簿等の整理）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

インターネットショップの出店・開設・更新にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・入会金、マニュアル購入費等のショッピングモール出店時にかかる経費</li><li>・ドメイン取得費用、SSLサーバ証明書発行料、ショッピングカート利用等のサイト初期設定にかかる経費</li><li>・サイトデザイン作成、システム構築等の委託料</li><li>・その他町長が必要と認める経費</li></ul>
インターネットショップの運営にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ショッピングモール月額利用料</li><li>・サーバレンタル費用等の各種システム利用にかかる経費</li><li>・バナー広告料、SEO対策費等の販売促進にかかる経費</li><li>・その他町長が必要と認める経費</li></ul>